

平成29年第21回教育委員会定例会  
(11月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年11月7日(火) 午後2時4分から午後3時40分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事事務取扱	事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 寄付物品の受領について

(2) スポーツ振興課

イ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区民文教委員会における報告事項等について

イ 平成29年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等について

ウ 平成29年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について

(2) 学務課

エ 中学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会について

(3) 児童保育課

オ 平成29年度台東区立保育園修了お祝い会について

カ 平成29年9月子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要

(4) 指導課

キ 平成30年度 始業式・終業式等の日程(案)について

ク 平成29年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力の結果について

ケ 平成28年度 不登校児童・生徒数について

コ 平成28年度 いじめ認知件数について

3 12月の行事予定について

4 その他

午後2時4分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。

日程第1、教育長報告の報告事項、指導課のキからコにつきましては、指導課長の他の公務との関係により、報告事項の最初に案件を聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

## 〈日程第1 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 協議事項ア、寄付物品の受領についてご説明いたします。

本件は、見積価格が50万円を超えるため、教育委員会にお諮りするものでございます。

寄付物品は、アップライトピアノ。申込者は、台東区立駒形中学校創立70周年祝賀行事実行委員会。目的は、台東区立駒形中学校の備品として、ということでございます。

資料を添付しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。受領につきまして、ご決定くださるようお願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) スポーツ振興課 イ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のイについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、体育施設事前使用承認についてご説明申し上げます。資料は2でございます。

対象施設は下記のとおりでございます。こちら、柳北スポーツプラザと荒川河川敷運動公園運動場につきましての事前使用承認でございます。

はじめに、柳北スポーツプラザにつきましては、危機・災害対策課より、公用事業である避難所単位防災訓練を、平成29年12月10日日曜日に、柳北スポーツプラザ体育館及び庭球場で使用する申請がございました。

続きまして、荒川河川敷運動公園運動場につきまして、板橋Cityマラソン実行委員会より、2018板橋Cityマラソンを開催するため、台東区グラウンド沿いの河川道路がマラソンコースとなるため、台東区グラウンドに仮設トイレ等の設置をするため施設の事前使用承認申請がございました。

これらの申請につきましては、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (4) 指導課 キクケコ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

それでは先に、教育長報告の報告事項、指導課のキからコについて聴取いたします。

指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それではまず、資料9をご覧ください。平成30年度始業式・終業式等の日程(案)についてでございます。

まず、始業式・終業式についてです。

台東区立学校園管理運営規則により、長期休業日が定められており、来年度は資料のとおりとなっております。入学式・入園式並びに小中学校の卒業式と幼稚園の修了式につきましては、特に管理運営規則による定めはございません。

幼稚園の入園式は、例年、始業式の翌日としておりますので、4月10日火曜日といたしました。

小学校の入学式は、例年、始業式と同日としておりますので、4月6日金曜日。中学校の入学式は、例年、始業式の翌日としておりますので、4月9日月曜日といたしました。

幼稚園の修了式は、例年、終業式の翌日としておりますので、3月15日金曜日。小学校の卒業式は、例年、修了式の前日としておりますので、3月22日金曜日としております。中学校の卒業式は、近隣各区の状況をもとに判断しており、生徒管理、いわば生活指導の点や近隣各区の実態を考慮し、特別な事情がない限り、例年3月20日に設定しております。

ただし、議会日程等に変更が生じた場合には、卒業式の期日を変更することもございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年度の始業式・終業式等の日程につきましては、ご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

続いて、資料10をご覧ください。「平成29年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力調査」結果についてでございます。

本調査は、小中学校の全学年を対象とし、平成29年5月から6月にかけて各学校にて実施いたしました。調査項目は、身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走または20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げとなっております。

調査項目ごとに台東区平均値、東京都平均値、東京都との差を示しております。なお、東京都の平均値を下回る項目につきましては、黒三角で示しております。なお、最も下の段、体力合計点は、各調査項目の記録を得点表に基づいて得点化し、合計した点数となっております。

資料の1枚目は、男子の記録を示しております。男子平均値の比較では、都平均値を若干下回る学年、種目が一部ございますが、最も下の段の体力合計点においては、ほぼ全学年で都平均値を上回っております。

2枚目をご覧ください。こちらは女子の記録となっております。男子同様に都の平均値を若干下回る学年、種目が一部ございますが、ほぼ全学年で都平均値を上回っている状況でございます。

資料の3枚目をご覧ください。各グラフは、各学年男女別の体力合計点の5年間の推移を示しております。実線が台東区、波線が東京都のグラフとなります。年ごとの若干の上がり下がりがございますが、全学年男女とも概ね上昇傾向にあることが見られます。

小学校では、体育時間の授業の充実だけでなく、体育朝会や休み時間、中休みに体力時間を設け、短縄跳びや長縄跳び、持久走などの体力向上の取り組みを年間を通じて継続的に行っております。

また中学校では、体育の授業に補強運動の時間を設定し、持久走、筋力トレーニング、体幹を鍛える運動、コーディネーショントレーニングなどを取り入れて、体力向上の取り

組みを継続的に行っております。

これからも体力・運動能力調査の結果をもとに学校の実態に合わせた体力向上に係る取り組みの推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料11をご覧ください。文部科学省問題行動調査の結果から、平成28年度の本区における不登校児童・生徒数がまとまりましたのでご報告いたします。

不登校児童・生徒は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に連続または断続して30日以上欠席し、不登校の状態にある児童・生徒のことをいいます。

資料上部の表が集計結果、下部はその推移を表したグラフとなっております。

平成28年度の不登校児童・生徒数は、小学校では25名、前年度と同数。中学校では119名、前年度より23名増加しております。出現率で比較しますと、小学校が0.38%、本区の27年度と比較すると0.1ポイント減少しております。中学校では5.18%、27年度と比較すると1.11ポイントの増加となっております。

現在、小学校も中学校も不登校気味の児童・生徒や保護者との面談を繰り返し、スクールカウンセラーやあしたば学級につなげていく取り組みを進めています。また、学校を休んだご家庭には毎日連絡を入れるとともに、定期的に家庭訪問等を実施し、継続的な関わりを進めております。

不登校の要因を見てみると、最も多いのは学業の不振で27.7%。次に、家庭に係る状況で20%。第3に、いじめを除いた友人関係をめぐる問題19.4%となっております。

今後、不登校を減らすために、少人数加配や学力向上推進ティーチャーの効果的な活用による基礎学力の定着、児童・生徒または家庭が抱える心理的な問題の克服、現在、各学校が進めている定期的な面談を今後も続けながら、スクールカウンセラーや教育相談、さらには医療機関等の専門機関へも必要に応じて子供や保護者をつなげていきたいと考えております。

続きまして、資料12をご覧ください。平成28年度のいじめの認知件数についてでございます。

このいじめ認知件数は、平成29年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に認知されたいじめ、またはいじめの疑いのあった件数です。資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を表したグラフとなっております。

平成28年度のいじめ認知件数は、小学校48件、中学校23件、平成27年度と比較しますと、小学校で3件の増加、中学校6件の増加となっております。

指導課といたしましては、認知件数の増加については、学校がいじめに対しアンテナを張り、把握・対応した数であると考えております。

いじめは、どの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、いじめを見過ごすことなく適時適切に解決を図っていくことを学校にも指導しております。

なお、平成28年度中学校では、未解決件数が1件とありますが、これにつきましては、28年度内に把握・解決しておりますが、学校が念のため引き続きの見守りが必要であると

いう判断をした結果から、未解決件数として数を計上しているものでございます。

今後もしじめの未然防止とともに早期発見・早期解決に向け、学校における確実な取り組みを進めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、指導課のキについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、指導課のクについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 体力は、とても重要なことだと思っております。これは、まず、台東区の平均値になっていますので、各学校での個別のばらつきというのは多少あるかと思っておりますが、その辺りは各学校別に台東区の平均値と比較しながら対処していかれるということによろしいのかどうか、というのが一点目。

二点目は、例えば、この男子平均値の比較で見ると小学校1年生が、かなり三角が立っているのが多いですとか、中学校で言うと男子の持久走が若干弱いですとか、それから、女子で言うと、小学校6年生がいろいろなところで微妙に平均値より下がっている。さらには、前屈や持久走がやはり若干弱いなど、特色があるかと思うのですが、この辺りにつきましては、どのように考えて、どのような対処法をとられているのかというのを教えてください。

○指導課長 まず、第一点目の学校ごとの状況ということですが、これは当然、全体の平均とは異なる状況が見られる種目もございます。これについては、この調査自体が指導法の改善であるとか体力向上の取り組みの改善に生かすものと位置づけ、各学校の授業改善推進プランの検討であるとか、また、体力向上の取り組みの計画というところに反映していただくよう指導しているところでございます。

それから、この三角につきましては、ご指摘のとおり、1年生の段階で三角の種目が多く見られ、これが2年生からだんだんと減少している傾向は、やはり学校での取り組みが功を奏している部分ではないかと考えています。

また、本区の状況として、持久走やシャトルランなどの持久力については、これは以前からも課題が見られる点でありますので、この点については、小学校、中学校のいわゆる台教研の体育部会等でもこういったところについては話題にさせていただき、取り組みの工夫などについても鋭意検討を行っていただいているところでございます。

○垣内委員 持久力は、以前から指摘されているところかと思うのですが、このことについては少しよくなってきているという理解でよろしいのでしょうか。

○指導課長 先ほどのご説明でも少し触れさせていただきましたが、この持久力は、本区の課題であるという認識のもと、特に中学校においては、授業の毎時間の授業の中にポイントを決めて体力向上を図る取り組みを進めており、持久走などについても、そのような位置づけで取り組みを全校で進めていただいているところでございます。



○樋口委員 持久力は、秒単位ではなくて、これは何メートルの話にしなければいけないのではないですか、その区分のところ。持久力何秒という言い方をすると、433.6というのがどういうスピードなのかわからないので、何キロ走かでやらないと、この単位の取り方。

○指導課長 男子のほうが1,500、女子は1,000メートルということなので、その辺りもわかるような表記の仕方に変えていきたいと思います。

○高森委員 最後のこの折れ線グラフ、見ていておもしろいなと思うのですが、中学校は、1年生は男女の差が非常にありますが、だんだん女子のほうが下がってきて、男子のほうが上がっていくという変化が見れて、興味深く感じました。

一つ伺いたいことがありまして、経年変化が見られると、もっとよいかと思います。つまり、今年の3年生は去年はどうだったのかというようにですね。一昨年はどうだったのか。そのようなことがわかるような分析もなさっていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 こちらの表記につきましては、ご指摘のとおり、同一の集団の変化ではございませんので、同一の集団についての経年の変化については、まだ十分な分析がなされていないところもあります。今後、課題として取り組んでいきたいと思います。

○高森委員 この分析の仕方だと、全体的に上がっているのはわかるのですよね。全学年上がっている傾向がわかるので、もし同一グループの中の変化がわかれば、何が原因のかなということがわかるかなと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、指導課のケについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 中学校が少し気になるのですが、この数字で言うと5年間ですけれども、実数が非常に増えてきておりますが、やはり我々は深刻に捉えなきゃいけないと思いますので、原因さまざまだと思いますが、原因を究明して、減少にもっていかなければいけないと思います。

この119という数字ですけれども、大まかな原因というのはおわかりなのですか。

○指導課長 昨年度、小学校25名という同数の数字になっておりますが、実は学年別に見てみると、昨年度、6年生の児童に不登校傾向を示す児童が大変多かったという状況があります。ですので、中学校一つの要因としては、28年度の数が大変大きく増えているのは、その6年生の卒業した児童たちが、中学校の数に計上されているという要因が一つあるかと考えております。

ただ、これはあくまでも卒業生の児童数の状況ですので、やはり、これ以外にも不登校の児童が増えているという現実があるわけで、ここについては、私たちも重く受け止めて対応していく必要があると考えております。

○樋口委員 大まかな原因というのは学業でしょうか、それともほかに、個人の生活等々ですか。

○指導課長 私の感覚的な部分も含まれている発言となりますが、当然、いわゆる学業の不振であったり、友達関係という問題もあるのですが、最近、学校のほうからご家庭に働きかけている中で、やはり、ご家庭の状況や環境もさまざまな面があり、学校の働きかけがやや一方通行になりかけているようなご家庭も見られるところがあります。

ですので、学校の中の問題とご家庭の抱えている問題と、両方の相乗といいますか、そういうことも多分にあるのかなと考えております。

○高森委員 学校の問題や友人関係の問題、学力の問題ということもあるのですが、確かに家庭の問題は非常に大きいと思います。家庭に課題があるだけではなくて、逆に家庭が居心地がよすぎてしまうケースもあると思います。学校に行くよりも家庭にいたほうが自分がやりたいことがそこでできるなど、さまざまなケースがあると思うので、原因を究明するというのは、一筋縄ではいかないと思います。

私はかつて、インターネット上に公開されているさまざまな書き込みの掲示板があるのですが、その中には、ひきこもりやニートの方々が多く書き込みをしているスレッドが幾つも立ち上がっています。彼らは自分たちのことを「ひきニート」と言っているのですが、そういった方々のメッセージを幾つか分析していくと、いろいろな傾向が、実は見てとれるのです。

特に彼らが気にしているのは、健康面の問題。それから生活リズム、睡眠の乱れ、時間感覚がなくなっていくこと。さらには、行動力の低下であるとか、一日に一つのコマンドしか実行できなくなるとか、判断力の低下、物忘れが激しくなるであるとか、さまざまな分析がなされているのです。そのようなことを分析していくことによって、彼らが実際にそうした状態に陥ってしまうまでの原因が見えてくるのではないかと思って、分析したのです。先日、昨年暮れですけども、20代ぐらいの方の書き込みを発見しまして、彼はこんなことを書いていました。これから読みたいと思います。

「私は、無理に学校に行く必要はないと考えており、不登校になったこと自体はそこまで後悔していなかった。学校に行かなかったことよりも、学校に行っていない間ずっと遊んでいたことを後悔した。私が学校に行かず家にこもって遊んでいたことで失ったものは多かった。中学校で身につくはずの学力の全てと勉強する習慣。学力がないために狭まってしまった進路の選択肢。一番成長する時期に運動しなかったことで伸びなかった身長と体力。クラスメイトたちと培えたであろうコミュニケーション能力の低下。それから、大多数の人間が当たり前で修める義務教育を修められなかったことからの自信の喪失。このほかにも失ったものは多かったと思うが、中学校に行かないで遊んでいた私は、人生においてあまりにたくさんのものを失った。いや、失ったというよりは自ら捨ててしまったのだが、特に数学、英語といった積み重ねの重要な教科において基礎ができていないことに加え、中学で養われる、テストに向けて計画的に勉強するという習慣が全くつかなかったことが非常に大きく、高校、大学へと進学してもずっとそのことが私の足を引っ張ることとなった。」というような言葉を書いているのです。恐らく、こういったことは後で気づ

くことだと思っておりますが、ただ、できるだけ早いうちにこういったさまざまな人たちのコメントを、何らかの形で、不登校に悩んでいる子供たちに伝えることができれば、少しは考え方を改めることもあるのかなと思っております。

同じような悩みを抱えている保護者や子供たちは、多いと思います。どうしても一歩、学校に足が向かないといったことで悩んでいる家庭も多いと思うので、いろいろな手助けをこちらのほうでもしていかなければいけないかなと思います。

ただ、学校だけにこれを任せては大変なことになりますから、教育委員会、それから地域のさまざまな人たちの協力を得ながら、子供たちを社会全体で育てていくような環境づくりが必要かなと思われましたので、意見を申し上げさせていただきます。

**○末廣委員** この不登校の児童に対する対応策として、今、高森委員がいろいろとおっしゃいましたが、当該の学校にとっては、例えば、スクールカウンセラーをそのご家庭に派遣するのですとか、いろいろとやっているとは思いますが、本人は、スクールカウンセラーに会いたくないというのが多いのではないかと思います。ですから、学校だけではなくて、教育委員会として、何か打開策のような、どのようにすれば本人の気持ちを出る方向にもっていけるのかという何か対策はございますか。

**○指導課長** 今ご指摘のとおり、まずは学校がそのご家庭と連絡・連携が途切れることがないようにしております。これは、例えば、担任が友達のノートのコピーを届けるであるとか、また、あわせて区のスクールカウンセラーは家庭訪問をすることができますので、ここは大いに活用を図りながら、時には学校から家庭に働きかけを途切れさせないようにするというところを大切に、取り組みを進めていただいております。

**○教育支援館長** 教育支援館のほうで、教育相談等がございますけれども、不登校の子たちの通う「あしたば学級」などもございます。また、昨年度からはスクールソーシャルワーカーも配置されたということで、支援館のほうで分析したところですが、中学校の119名のうち、あしたば学級につながった子が23名で19.3%。それから、学校からの依頼でスクールソーシャルワーカーが介入、もしくは情報を共有したという件数が23名、同じく19.3%。

このスクールソーシャルワーカーの働きかけによりまして、実は、あしたば学級に通うようになったり、あるいは、昨年度はふれあいパートナーという、心理を目指す方が家庭訪問をして子供と会話をするというような形でのつなぎをしたという、そういうこともございます。

**○高森委員** 昨年の暮れに国のほうで、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律という長い法律、いわゆる多様な教育機会確保法が、成立しまして、その後、全国的にどのような展開がなされているか、私も情報は入っていないのですが、フリースクールも導入しているような地域もあると思うのです。本区では、まだそういった制度は取り入れていないと思いますが、今後、台東区としてどのような方策を考えていらっしゃるのか、もし計画等があれば教えてください。

○教育支援館長 確保法ということで、フリースクールというのが一つ出てきたものですが、実は、このフリースクールに通うことによって、指導要録上、出席扱いとするというのは、この法律が制定される以前から、文部科学省が強く言っていたものでございます。つきましては、フリースクールというものの自体は、ここ最近で出てきたものではないということになります。

実際に、昨年度も中学生でフリースクールに通っているという子がいました。あしたば学級に通級している子の中でも、この曜日はあしたば学級に来て、この曜日はフリースクールに、という子も実際にいたところですが、今年度も実際にいます。

ただ、フリースクールという、その学習の場というものを知らないというご家庭もあるということから、例えば、あしたば学級に入級の際に、フリースクールについて、やはり民間なので個別に紹介するのは難しいところがあるのですが、一定の名の通った実績のあるところであるとか、フリースクールというものがあるということについては、ご家庭にも紹介はしていきたいと思っております。

○高森委員 教育委員会として、学校以外のそういった民間の場を勧めるということになりかねないので、なかなか難しいことがあると思いますが、できるだけ情報はいろいろなところで開示されているでしょうから、またキャッチしていただけるように投げかけるしかないかなと思います。

○垣内委員 2点確認させてください。この不登校の方は、連続・断続30日以上欠席ということですが、実態としては、ほとんど欠席なのか。あるいは、やはり断続的に来ている日にちのほうが多いのか。その辺り、かなりばらつきもあるかとは思いますが、ボリュームゾーンはどの辺になるのでしょうか。

それから2点目ですが、スクールカウンセラーにつながった方が2割程度いらっしゃって、あしたば学級まで行けた人が2割ということですか。これはダブルカウントになるのでしょうか。スクールカウンセラー2割のうち、ほとんどの人があしたば学級に行ったということなのか。それとも、そこは別カウントになっているのでしょうか。

というのも、もし別カウントだとすると、半分以上の人がどちらにも所属していないということになるのでしょうか。実態を確認させてください。

○教育支援館長 まず、垣内委員のスクールカウンセラーというのは、恐らくスクールソーシャルワーカーということではないでしょうか。そのように理解させていただきます。

スクールソーシャルワーカーが関与した、介入したお子さんのうちごくわずかな、一人、二人の子があしたば学級に通級するようになっているということですので、あしたば学級に通級した23名のほとんどは、スクールソーシャルワーカーとは別ルートで、それこそスクールカウンセラーから相談があったり、学級担任から相談があったり、もしくは、こちら側からの学校への訪問に対して、管理職からの依頼があったりというのが、ほとんどでございます。

○指導課長 実際にこの児童・生徒の内訳になりますが、まず、小学校では25名のうち90

日以上の欠席が16名。また、さらにその16名の中から出席日数が10日以下の者が3名。その3名のうち1日も出席できていない、いわゆる全欠席の者が2名います。

また、中学校については119名のうち、90日以上欠席が73名。その73名のうち、出席日数が10日以下の者が26名。またそのうち、全欠席の者が11名という内訳になっております。

○樋口委員 義務教育で、もし全欠席の場合は、どういう扱いをされるのでしょうか。中学校以降ですと、出席日数の問題は卒業につながらないのですが、公教育の場合は、これはどういう扱いをされて、卒業させていくわけですか。

○指導課長 最終的には、校長判断という形になります。その校長判断は、根拠となる要素として、まず中学校であれば、卒業後の進学希望の有無、また進学先の実態、それから小学校等におきましても、その後の進路の要望、また、今後の改善に向けた本人やご家族の意向、そういったところをもとに卒業については判断をしております。

○高森委員 ちなみに過去の例で、例えば、小学校から中学校へ、中学校からさらにその先へということで、特に中学校の不登校であった子供たちが、その後どのような進路をたどっているかという追跡調査というのは、難しいのでしょうか。

○指導課長 この28年度の119名のうち、中学校3年生で全欠席のお子さんが5名いらっしゃいました。うち3名はサポート校なども始め、進学をその後しております。ただ、2名の生徒については、まだ進学先が決定しておらず、現在、進学に向けて、ご家庭、本人もその努力を重ねていると伺っております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、指導課のコについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 未解決件数がほとんどないというのが、なによりなのですが、昨今、今朝のニュースでもありましたが、教師もいじめに加わってしまう。それを社会的には指導だと、厳しい指導だというのですが、通常感覚で見れば、教員が生徒に対して、指導を超えた強い言葉ないしは人権を無視するような言葉を使って、生徒を追い込んで、池田中学校の子供みたいに自殺まで追い込んでいる。いじめというのは、ケースもばらばらで、やはり教員にとっては、クラス起こると、大変なエネルギーを使いますし、その学校自体も大きな問題を抱えることになります。

やはり、芽のうちに摘んでしまうことが重要だろうと思いますので、先生方は、ぜひとも横の連携をとっていただいて、いじめの兆候があり次第、しっかり把握して、対応しておくことが必要だろうと思います。

○指導課長 今の点につきましては、校長会、また各種研修を通して、一つは、教員の服務の厳正という点から、体罰、不適切な指導がないようにということ。もう一つは、本区は大変、人権教育、どの学校も力を入れて進めておりますが、子供たちの指導とともに、あわせて教職員の人権感覚を磨くということを大切に進めていただいておりますので、そ

こをまた引き続き充実を図ってまいります。

○高森委員 認知件数が少ないことがいいことなのかどうかということは、よく言われることですが、本区は24年度から比べれば随分と減ってはいるのですが、このところ少しずつ上昇傾向にあります。この認知をどのような形でされているのか。学校が把握するのか、家庭からの申告もしくは相談なのか。あるいは本人、当事者からの相談なのか。どのような形で認知されたものなののでしょうか。

○指導課長 小学校48件うち、本人からの訴えが21件、保護者からの訴えが12件、アンケート調査などからの把握が7件となっております。

また、中学校は23件のうち、児童の友人からの訴えが6件。本人からの訴えが5件。アンケートからの把握が5件。本人ではない保護者からの訴えで把握したものが5件となっております。

学校に対しては、まずは教職員が、やはり子供たちの小さな変化や兆しを見逃さないように十分に把握・観察をすること。また、スクールカウンセラーと養護教員も含め、多様な人材を十分に活用すること。また、いじめの調査とともにスクールカウンセラーによる児童・生徒面接なども実施しておりますので、こうした対策を幾重にも重ねながら、見逃すことがないように取組みを進めていただいております。

○高森委員 引き続きアンテナを張っていただいで、見逃すことがないように、よろしくお願いたします。

○末廣委員 以前の報道で、全国的ないじめの認知件数が出ていましたが、全国的には、件数がとても上がっているようですね。それに対して本区は、これまでそれほど変わっていないというのは、いじめに対する基準というのでしょうか、それが非常に本区は厳しいといえますか、いじめをなるべく早く見つけようという、そうした流れがあるのかなと思いますが、どうなのでしょう。

○指導課長 他地区の取組みと比較をすることができないので、本区の状況の中だけのご回答になりますが、やはり各校、未然防止というところでは、大変力を入れていただいております。ある学校では、保護者にも回答を求める大変詳細ないじめに対するアンケート調査を実施しています。また、ある学校では、教職員がこの子はいじめに遭うおそれがあるのではないかというような子供を取り上げて、まだ何も起こっていない状況ですが、その子についてどういう状態であるのか、教職員で情報を共有し合うというような取組みを進めていただいている学校もございます。

○矢下教育長 よろしいですか

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のクからコについては、報告どおり了承願います。

(1) 庶務課 ア

### (3) 児童保育課 カ

○矢下教育長 次に、庶務課のアを議題といたします。

なお、児童保育課のカについても、一括して議題といたします。

まず、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 報告事項ア、区民文教委員会における報告事項等についてでございます。資料は3をご覧ください。10月2日に開会された内容についてのご説明です。

議案については、1件ございました。東京都台東区立小中学校等の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

委員からの質問や要望等はなく、委員会では原案どおり決定されました。

なお、11月25日の本会議において原案どおり可決をされております。

報告事項については、8件ございました。主な内容についてご紹介をいたします。

まず、1点目の補正予算については、庶務課長のほうから、補正予算に計上されている教育費について説明をいたしました。こちらは聴取のみでございます。

2点目、台東区自然の村施設の検討状況について、学務課長から報告をいたしました。

委員からは、鹿沼市への譲渡で一番の課題は何かという質問がございまして、鹿沼市の運営体制、台東区民が引き続き利用できるための条件の整備であると答弁をしております。

また一番下になりますが、全国的に公共施設の統廃合の流れが続いている。あわ野山荘が廃止になると区外施設がほとんどなくなってしまう。これまでと同じような条件で利用できるようにしてほしいというご要望をいただきました。

3点目は、平成30年度の区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児の募集について、学務課長から報告をいたしました。

委員からの質問、要望等はございませんでした。

4点目、平成30年度使用台東区立小学校道徳教科用図書の採択結果について、指導課長から報告をいたしました。

委員からは、文部科学省では、考え、議論する道徳を目指しているが、指導の内容を教えてほしいという質問があり、これに対しては、まず、自分自身に関する事、人とのかわりに関すること、集団や社会とのかわりに関すること、そして、生命や自然、崇高なものとのかわりに関することであると答弁をしております。

またその下、実践についてはどう考えるかということですが、教科化された道徳で学んだことを、学校だけではなく、家庭での生活も含め、子供たちの生活の全てを通して教師または保護者、地域の方々に見守られながら、その実践力を高めていくことが重要であると答弁をしております。

また下のほうになりますが、採択の過程や審査経過を教えてほしいというご質問がありました。

これに対しては、教育長及び4名の教育委員が、それぞれの教科書について、特にすぐれている点について検討をした。8社それぞれについての意見をもらい、その中から各委

員が、どの教科書がふさわしいか意見を述べ、その結果、東京書籍の教科書に決定をしたものと答弁をしております。

3ページをご覧ください。

5点目は、平成29年度台東区総合学力調査結果について、指導課長から報告をいたしました。

委員からは、一つ目、読解力、国語の力と学力の関係について、どう考えているかと質問がありました。

国語だけでなく全教科において、言語活動の充実ということが言われている。それぞれの教科において、言語活動の充実を十分図っていく必要があると答弁しております。

また、中ほどですが、この調査結果をどう受け止めているかという質問があり、特に中学校において大変大きな改善が必要であり、重大な危機として認識していると答弁をしております。

また一番下ですが、運動する時間が少ない人の成績がよく、友人と外で遊ばないで勉強していればいいというようなことになっては困る。どう受け止めて、改善しようとしているのかという質問がございました。

これに対しまして、子供たちの学力の向上も重要だが、それと同時に知・徳・体をバランスよく伸ばしていくことが必要である。子供たちの体力向上を図っていくことも必要だと答弁をしております。

4ページをご覧ください。

6点目は、平成29年度児童・生徒の活躍について、指導課長から報告をいたしました。

委員からは、どういう基準で選ばれているのかという質問がありました。

答弁といたしましては、体育会系の部活については、東京都大会、関東ブロック大会、全国大会への出場を取り上げている。文化系については、吹奏楽など、全国大会や東京大会などの結果を報告していると答弁しております。

7点目は、今戸住宅及び合築区有施設の耐震補強工事の実施について、生涯学習課長から報告をいたしました。

委員からの質問や要望等は特にございませんでした。

8点目、台東区立図書館に関する調査の実施について、中央図書館長から報告をいたしました。

委員からは、5ページの一番上になりますが、台東区の著作権がある書籍や、台東区が管理している文化財などの写真を電子化することを以前要望したが、着手をしているのかという質問があり、10月の下旬を目途として公開を予定していると答弁をいたしております。

また、その少し下ですが、荒川区では借りた本を銀行の通帳のような形で書いてある。いいアイデアだと思うが、どう考えるかという質問がございました。

答弁といたしましては、台東区は紙を配布し、ご自身で記入してもらおう様式を今年度から導



入している。早急にはと言えないが、子供たちの意見を聞きながら検討していきたいと答弁しております。

また、図書館の統廃合や指定管理への移行など運営形態について、この調査は意図しているのかという質問があり、各図書館がどのような取組みを行っていくのか、図書館の利用者の要望を踏まえた運営について検討していくものである。その中で、必要があればご指摘の点についても検討することになるとご答弁をいたしました。

報告事項のアについては以上でございます。

○矢下教育長 次に、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、平成29年9月子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議事項の概要についてご説明いたします。資料の8をご覧ください。

報告事項につきましては、6点ございました。

まず1点目です。認可保育所等の開設等について、児童保育課長が報告をしております。内容としましては、平成30年4月の認可保育所等の開設について説明をしたものでございます。

委員からの質問でございますが、大規模マンション内の小規模保育所の整備について、マンション事業者が運営事業者を選定して、区が認可するということだが、外部の選定委員を入れてチェックしないと質の確保の面で心配であるというご意見がございました。

これに対しては、保育の内容については、区の認可担当が事前に図面や保育の計画などを見て、適正であるという判断をしているので、他の案件と同様、基準を満たしたものになっておりますというお答えをしております。

続きまして、報告事項の2点目、(2)でございます。平成30年4月保育所等入所申込の受付について、児童保育課長から説明をいたしました。

内容としましては、平成30年4月入園の認可保育所等の入所申し込み期間や手続方法について説明をしたものでございます。

委員からの質問等はございませんでした。

続きまして(3)、玉姫保育園等の大規模改修工事に伴う移転期間の変更について、児童保育課長から説明をいたしました。

内容につきましては、当初、仮園舎への移転予定は平成30年3月までであったが、東京都における耐震補強工事の設計の見直しにより、工事期間が延びるということで、そのため、平成30年度も引き続き、仮園舎での運営となることを説明したものでございます。

恐れ入ります、2ページ目をお開きください。

委員からの質問でございますが、プレハブ園舎を1年以上延期することになるが、建物の点検などを実施するのかというご質問がございました。

こちらにつきましては、大きく手を入れなくてはいけないという必要性は生じてこないと思われるとお答えをしております。

続きまして(4)、こどもクラブ委託事業者の選定結果について、放課後対策担当課長か

ら説明をしております。

内容としましては、平成30年度以降の三つのこどもクラブ委託事業者について、その選定結果を説明したものでございます。

委員からの主な質問でございますが、蔵前小学校の児童で、寿こどもクラブに行っている子供たちに対して、社会福祉事業団が行ったオレンジクラブという取組みについて、どういふものであるか説明をしてほしいというご質問がございました。

これに対しては、記載のとおり、事業の説明をしたところでございます。

続きまして(5)、「台東区放課後対策の方針」中間のまとめについて、こちらを放課後対策担当課長より説明をいたしました。

内容につきましては、今後の放課後対策の方針の中間のまとめについて説明をしたものでございます。

委員からの主なご質問でございますが、まず、放課後子供教室を全ての小学校で実施するという方針については評価をしたいと思う。今後、放課後子供教室を実施することによって、児童館の活用方法について、しっかり考えてほしいという要望がございました。

また、既に実施している千束小学校と石浜小学校の検証がされているのかというご質問もございました。

これに対しては、年々利用者が増えている。ご意見をいただきながら改善を行っているとお答えをしております。

また、三つ目、この放課後子供教室は、子供の居場所としての選択肢の幅を広げるもので、賛成だというようなご意見をいただいたところでございます。

続きまして、3ページでございます。

6点目が、平成30年4月こどもクラブ入会申込の受付について、放課後対策担当課長から説明をいたしました。

内容につきましては、平成30年4月のこどもクラブ入会の申込受けの期間や場所、対象施設等について説明をいたしました。

委員からの質問がございませんでした。

以上でございます。

**○矢下教育長** ただいまの報告につきまして、まずは、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

**○樋口委員** 3ページ目の一番上の道徳の教科書の決定について、会社の名前が出ていますが、それに対しての委員の質問が、区及び教育委員会が中立性を保ちながら等々と書いてありますが、中立性を保つ前提条件としては、こういう会社名を全く伏せて審議したので、我々は会社の名前を見て、これを決めたということではないので、この辺がある程度、委員のところに情報として行っていれば、中立性を保ちながらということは言えるだろうと思います。ですので、このままだと会社名を見ながら、1位、2位を決めたというような捉え方をされているので、機会あるごとに教科書選定の場合には、一切、会社名を伏せて、

A社、B社、C社という形で行い、結果的にこのアルファベットの会社が決まりましたと。そして、結果が出た後にそのアルファベットの会社を知るといふ言い方をされたほうが、よろしいかと思ひます。当教育委員会の教科書選定は、とにかく会社名は一切伏せて、使ひやすさとか、教えやすさとかいふのが、重視された結果だといふことを言ひていただけたらと思ひます。

○高森委員 これは、結果の開示といふことですね。審議の段階での開示ではなくて、最終的な結果で、1位はどこ、2位はどこといふような開示をしてほしいといふ質問の意図なのでしょう。

○指導課長 私の答弁の中で、二つ、東京書籍ともう1社について、いいのではないかといふ意見を多くいただきましたといふことを申し上げたので、そのもう1社とはどこの会社ですかといふことを口頭で求められましたが、この答弁では公表は差し控えさせていただきました。

○高森委員 審議中だったら、当然だとは思ひますが。

○指導課長 また、昨年度、小学校の教科書の検定を行った際にも、区民文教委員会等で、会社名については伏せて、先入観を持たない採択の仕方をしているといふことは答弁をしておりますので、引き続き機会を見て、その点については誤解がないようにお伝えしてきたいと思ひております。

○高森委員 もう一点、教科書採択の議事録といふのは、大体どのぐらいの期間で公開されていたのでしょうか。この区民文教委員会には間に合わなかったのでしょうか。かなり、早かったですよね。

○庶務課長 10月1日に公開しております。

○高森委員 では、区民文教委員会の前の日ですね。そうすると議事の内容をご覧になる時間を充分にとれていないかも知れないといふことですね。質問の中に、どのような審査過程を経たのかといふことを質問されているので、議事録を見ていただければなと思ひたのですが。時間的には厳しかったといふことがわかりました。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、児童保育課の力について、何かご質問はございませんか。

○高森委員 2ページ目の下の、放課後対策担当の児童館のことについてですが、議員の方から、放課後子供教室を拡充することで、こどもクラブと児童館を縮小または廃止の方向に持っていくといふ大きな方針だといふ意見がありますが、これは教育委員会としては、首肯できるのかどうかといふことですね。要するに、議員の発言は非常に重たいので、このような発言をされることによって、区民の方々が混乱するケースが生じてくるのではないかと。以前もお話ししましたがけれども、児童館には児童館の役割があつて、うまくその辺がすみ分けできればいいなと思ひているのですが、廃止の方向に持っていくといふ方針で進んでいるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 この方針に書かれているように、特に縮小していくということではなく、需要を見定めて適切に対応していくということは、繰り返し回答させていただいております。

○高森委員 丁寧なご回答をよろしくお願いします。

○矢下教育長 この後、説明をすることになります。

○高森委員 後で説明をしていただけるのですね。わかりました。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 では、指導課のア及び児童保育課のカについては、報告どおり了承願います。

#### (1) 庶務課 イウ

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイ及びウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項イ、決算特別委員会等における審議事項等について説明いたします。資料4をご覧ください。

決算特別委員会の歳入については、10月4日、歳出のうち教育費については11月11日に質疑が行われました。その概要をご紹介します。

まず、1ページは歳入でございます。

第12款の使用料及び手数料については、幼稚園保育料の滞納についての質問がありまして、これはどういう対応をしているのかということで、これに対して、園から保護者にアプローチをし、また、担当の課から電話や納付書の送付、場合によっては直接家庭に訪問して納付の依頼をいっていると答弁をいたしております。

これに対して、しっかりとやってほしいということがあり、それを受けて4番のところでは、収入未済になっている場合の家庭の経済状況を把握しているのかという質問がありました。

また6番では、保育料について減免の制度があるので、その周知を徹底してほしいというご要望をいただきました。

第13款国庫支出金のところでは、7番から次のページの10番にかけてですが、居宅訪問型保育事業給付の事業内容や周知方法についてのご質問、あるいはご提案をいただきました。

次に、第19款諸収入でございますが、12番から15番にかけまして、池波正太郎記念文庫のグッズについて、新たにいろいろとつくと在庫超過になってしまう可能性もあるが、一定のファンの方がいるし、新たに台東区や池波ファンが増えると思うので大いに頑張ってもらいたいというご意見をいただいたところでございます。

3ページをご覧ください。

こちらからは、歳出、教育費でございます。

第1項教育総務費では、1番から5番にかけまして、台東区の教員の年齢分布についての質問をいただきました。若手とベテランが多く、中堅層が少ないという状況であると答弁をしております。

また、2番で、育成について問われまして、これに対しては、初任者研修の充実に努めるとともに、OJTとして主任教諭が指導育成を行っているという答弁をしております。

次に、6番から15番、一番下まででございますけれども、学校における労働安全衛生体制についての質問がありまして、時間外労働のことですとか、長期休暇の人数、健康診断の受診率などについての質問がございました。

続きまして、4ページをご覧ください。

16番から20番までは、いじめの実態についてのご質問があり、認知件数などについての答弁をしております。

次に、21番から次のページの28番でございますが、不登校についてのやりとりがございました。教育相談の実績であるとか、あるいは、なぜ学校に行きたくないのかという質問があり、これに対しましては、人間関係や家庭の環境が大きく影響していると、認識について答えております。

また、5ページになりますが、28番では、不登校の子供たちは本当に学校に行きたくないのかという質問がありまして、これについては、学校に行きたい子供は多いと認識している。子供、家庭へのアプローチを継続して、その要因、解決できるものについての糸口を探っていく、子供たちが登校できるようにしていきたいと答弁をしております。

また、この5ページの中では、スーパーティーチャー、スクールソーシャルワーカー、就学相談などについての質疑応答がございました。

6ページをご覧ください。

第2項小学校費につきましては、42番から44番にかけまして、オリンピック指定校での取組みについての質問があり、学校だけではなく教育委員会が中心になって進めてほしいというご意見をいただいたところでございます。

また、一番下の47番から次のページの51番につきましては、給食についての質疑がございました。栄養士に関して、また、食育についての質問があったところでございます。

少し飛びますが、58、59番では、学校のホームページについての質問がありまして、各学校のホームページに掲載されている内容がばらばらなので、統一した様式のホームページにしてほしいというご意見をいただきまして、これは校長会に投げかけをしていくと答弁をしております。

次に、そのページの一番下、62番から次のページの69番までについてでございますが、医療的ケアの必要な子供について、あるいは、性同一性障害など性的マイノリティーへの配慮についてのさまざまなやりとりがあったところでございます。

次に、72番から75番については、健康たいとう21の健康づくりアンケートに関して、小

児生活習慣病予防健診の結果はどうだったのかということと、この子供の生活習慣病は家庭の環境によってつくられていくので、さまざまな調査をしていく必要があるのではないかと。ぜひ、実態を把握するべきだというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、そのページの一番下、79番から次のページの83番でございますが、給食費や教材費などの徴収金について、82番でございますが、公会計化、あるいは区のほうで費用徴収をやってはどうだろうか。そうすることによって、83番でございますが、学校の教職員の事務時間が軽減されるという指摘をいただきました。

82番の答弁ですが、公会計化については既に実施している区もあり、メリットもあるものと考えている。状況を注視していくという答弁をしております。

9ページの下の方、88番から次のページの91番まででございますが、スマートフォンルールについての質問がございました。どのように活用されているのかという問いに対しましては、4月に小学校5年生以上の全児童・生徒に資料を配布し、夏休み前に保護者と児童・生徒にアンケート調査を実施している。9月にその調査結果を改めて子供と家庭に配布をし、ルールの徹底を図るように啓発を行っている。

そして、90番でございますように、こうした調査を行うことや、その結果を公開することを通して、継続した取組みを進めていくと答弁をいたしました。

10ページ、第6項児童保育費でございます。

95番、96番では、事業所内保育所の状況についての質問がございました。

また、99番から101番にかけては、認可保育所の保育料や認可外保育所への補助などについてのご意見をいただいております。

102番から次のページの107番にかけてでございますが、児童館に対しての質問でございますが、103番では、事故やヒヤリハット事例について、どのように情報共有がなされているのかという質問があり、これについては、社会福祉事業団のほうでは施設長の会議を定例で開催をして、情報の共有化や予防策などを協議している。緊急性のあるものについては速やかな対応を行っているという答弁をしております。

また、研修や事例研究も行っているということでございました。

105番では、児童館や、「学童」と書いてありますが、こどもクラブから、学校や子ども家庭支援センターへの連携についての質問、106番では児童館の職員採用についての確認。また、在職年数の確認などがございました。

108番から112番でございますが、こどもクラブについてでございます。108番では、辞退の理由についての確認。110番では、職員の体制を整えてほしい。また112番では、安定した常勤職員の雇用を増やすべきだといったご意見をいただいたところでございます。

12ページをご覧ください。

第8項社会教育費につきましては、117番から119番にかけては、池波正太郎記念文庫のイベントやグッズについての確認が行われました。

また、123番から138番にかけては、図書館について、さまざまな観点からの質問をいた

できました。

まず、123番では、図書館は区政全体に関わらないといけないという認識が委員から示され、125番では、大学図書館との連携の進捗状況を問われ、128番では、DAISYと声の図書館についての課題の確認。130番では、障害者サービス。131番では、レファレンスの強化についての質問が行われました。

13ページをご覧ください。第9項社会体育費でございます。

135番から139番については、ラジオ体操についての質問で、ラジオ体操の普及促進はどのような取り組みを行っているのかという質問。また、どんな課題があるのかという質問をいただきました。

141番、142番では、たなかスポーツプラザについて、利用率の向上やバリアフリーについての質問、ご意見をいただいたところでございます。

報告事項イについては以上でございます。

そして、この質疑応答を踏まえまして、10月19日に区長及び教育長に対して総括質問が行われました、報告事項ウでございます。資料5をご覧ください。

教育長へは、9名の委員から質問をいただきました。主なものをご紹介します。

4ページをご覧ください。

まず、小島智史委員でございます。先ほども申し上げましたが、図書館の諸問題についてということで、大きく3点、区民や利用者の意見を聞くこと。二つ目、図書館の人材について。また三つ目、レファレンス強化についてということでございまして、レファレンスについてご紹介いたします。

まず、質問の要旨ですが、3点ございまして、職員の研修をどのように実施しているのか。次に、レファレンス事例の構築はどのような状況になっているのか。三つ目、ビジネス支援情報の提供についてどのように取り組んでいるのかということのご質問でした。

答弁は下のほうでございます。レファレンスは図書館の業務として重要なものであり、国立国会図書館や都立図書館などが実施するデータベースを活用した研修などを職員に受講させている。講師を招いてのレファレンス研修も実施していると答弁をいたしました。

事例の活用につきましては、準備が整い次第、国立国会図書館のレファレンス協同データベースに掲載をしていく。

また、ビジネス支援情報の提供については、ビジネス関連資料の提供に加え、新聞記事や判例などのデータベースの提供に努めている。今後は、資料の充実や情報に関する図書やDVD等の配置方法を工夫するなどにより、より一層利用のしやすい環境の整備を図っていくと答弁をいたしております。

5ページをご覧ください。

石塚猛委員からは、スポーツボランティアについて。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて気運醸成をどのように進めていくのかという質問がありました。

答弁のほうでございます。教育委員会では、区民のボランティア気運の醸成を目的に、

スポーツボランティアの役割や活動に関する講習会を実施している。また、区内体育団体を中心に多くの方が行事やスポーツイベントでボランティアとして活躍をされている。台東区スポーツ振興基本計画に基づき、ボランティアの育成と活躍できる場の拡大に努めているところである。今後もボランティア活動の定着を図り、大会後のレガシーとして継承していくと答弁をいたしました。

次に、太田雅久副委員長でございます。

校務事務の改善についてということで、これまでも区や東京都、学校内でさまざまな取り組みを行ってきたが、抜本的な改善には至っていない。区独自に教員や事務の補助要員を募集して、学校運営サポーターとして学校に配置してはどうか、教育長の所見を聞われました。

これに対しまして、これまでも教育委員会ではシステムの導入、研修や調査の見直しなどに取り組むとともに、学校でも学校経営支援組織の設置、会議の効率化などに取り組んできている。東京都では、（仮称）学校の働き方改革プランの策定を進めており、この中では退勤時間の目標設定、教職員の意識改革、支援体制の構築や、部活動指導員の活用などについて、方向性と具体策が示される見通しである。こうした取り組みを注視し、引き続き校務事務の改善を進めていくと答弁いたしました。

次に、本目さよ委員でございます。

大きく2点の質問をいただきました。1点目は、医療的ケア児の支援について。続きまして、6ページになりますが、大きな二つ目は、在宅子育てへのサポートの充実についてでございます。2点目のほうについては、ハード整備と共にソフト整備をという質問。それから、助っ人保育士制度の創設についてという質問がございました。後段のほうについてご紹介をいたします。

質問の要旨といたしては、イとウとエがございしますが、児童館などで曜日や時間を決めて、短時間のいっとき保育を実施すべきだかどうか。

ウでは、私立保育園で保育士が急に欠けた際に保育士を派遣できるように、代替保育士を確保してはどうかというご質問。

7ページになりますが、こうした課題を解決するために、認可保育所に所属しない保育士による助っ人保育士制度を創設すべきだかどうかというご質問でございました。

答弁は中ほどでございます。児童館などにおけるいっとき保育の実施については、基準を満たす面積や安全性の確保が必要であり、現在、利用されている方々の利用を制限することにもつながるなど課題がある。今後、研究させていただく。

次に、私立保育園への保育士の派遣については、現在、各園において保育士の退職等、急な欠員に備えた体制が確保されている。また、区が保育士を派遣することについては、いわゆる労働者派遣法との関係や保育委託費との整合性など、さまざまな課題があり、実施は困難であると考えている。

3点目の新たな保育士制度の創設については、保育人材の確保が難しい状況の中で、必



要な人員を確保するのは厳しい状況である。派遣等がない場合の勤務体制についても課題があるので、実施は困難であると考えたと答弁をいたしております。

続きまして、水島道徳委員でございます。

次世代へのおもてなしについてということで、英語ボランティアガイドの取り組みと、ユニバーサルマナーについて、2点の質問をいただきました。後段についてご紹介をいたします。

要旨は7ページが一番下でございます。オリンピック・パラリンピック教育のユニバーサルマナー領域において、検定試験を活用するなど、学校園でさらなる活動の充実を図るべきだと考えるがどうかというものでございました。

答弁、8ページになります。パラリンピックスポーツへの理解を深めるためには、各学校園において、車椅子バスケットボールの体験やバリアフリーのまちづくりなどの学習活動に取り組んでいる。また、全ての人々が認め合える社会を目指す態度と、共に生きていく精神を育成することを目指し、年齢の異なる園児等の交流や、地域の障害者スポーツ大会等でのボランティア活動等に取り組んでおり、今後もユニバーサルマナーについての教育の充実を図っていく。

検定試験等については、先進事例の調査研究を進めていくと答弁いたしました。

次に、青鹿公男委員でございます。

放課後子供教室の開始に伴う学校施設等についてということで、放課後子供教室について、各学校の状況に応じた安全・安心な実施場所の確保が課題と考えるがどうか。また、実施したい学校を優先し、学校長や保護者代表、地域代表の方と協議しながら長期的に展開すべきだ。いかがかというご質問がございました。

答弁は、放課後子供教室については、体育館や図書室、校庭などを使用するが学校によって状況が異なるため、それぞれに応じた安全・安心を確保をすることが極めて重要であると認識している。今後、各学校と十分に協議を行い、実施場所の検討を進めていく。

また、事業展開については、学校運営に支障がないよう、各学校の希望や施設状況を踏まえ、学校長や保護者地域の方々と相談をし丁寧に進め、子供たちに、よりよいサービスが提供できるよう努めていくと答弁をいたしました。

次に、鈴木昇委員でございます。

大きく2点質問いただいております。1点目は、こどもクラブの質を高めることについて。2点目は9ページの下の方になりますが、こどもの健康対策について、2点のご質問をいただきました。

はじめに、こどもクラブの質に関して、先ほどもございましたが、ご紹介をいたします。

質問は、放課後子供教室について、既存の児童館、こどもクラブは存続すべきである。3点目は、児童館やこどもクラブ職員のスキルアップについて。4点目は、保育の質を向上させるための人員増員についてでございます。

答弁のほうをご紹介いたします。放課後子供教室については、次代を担う子供たちの健

全な育成が図られるよう、児童館や学校外のこどもクラブを含め、多様な居場所を整備している。今後も需要に応じて総合的に事業を実施していく。

こどもクラブについては、引き続き研修を実施するとともに、適宜アドバイスや相談を行い、保育の充実に努めていく。

放課後子供教室の実施に当たっては、学校運営に支障がないよう丁寧に進めていく。

今後の児童館、こどもクラブについては、全校で放課後子供教室を実施した結果、こどもクラブの需要が減った場合には定員などの見直しが必要になると考えている。児童館については、乳幼児と保護者、小中学生、高校生等の居場所として引き続き、地域における児童の健全育成の拠点として役割を担っていく。

また、職員の危機管理については、事故やけがなどについて、区への報告を義務づけており、その都度、他の施設への情報提供を行い、注意喚起をしている。また、巡回指導や定期的な研修会などを活用し、危機管理意識の向上を図っていると答えております。

それでは、10ページをご覧ください。

秋間洋委員でございます。

奨学金制度と入学準備金についてということで、教育委員会は後段のほうでございます。

質問の要旨は、就学援助の入学準備金について、入学前の制服や鞆を購入する時期に支給すべきと考えるがどうかという質問でございました。

これについての答弁でございますが、一般質問でも同様な質問をいただいておりますので、一般質問でお答えをしたとおり、他自治体の実施状況を参考にしながら認定方法や転出入者への対応等の課題を整理し、検討しているところであるという答弁をしております。

最後になりますが、寺田晃委員でございます。

保育園の待機児童対策についてということで、施設の緊急の追加整備を実施したが、待機児童の解消には至っていない。区が機敏に対応し、できる限りの施策を行い、子育て世代に「安心して出産し、働くことができる」という実感を持っていただくことが大切だと考えるがどうかというものでございました。

答弁でございますが、これはでもさまざまな手法で施設の整備を進めてきた。また、人材確保のための対策についても進めてきたところである。

11ページになりますが、しかしながら、待機児童の解消には至っていない。そのため、子ども・子育て支援事業計画の中間の見直しを現在行っているところである。今後、見直し後の計画を着実に進めるため、さまざまな方策も検討しながら、待機児童解消に向けて取り組み、子育て世帯が安心して働ける台東区を目指していくと答弁をいたしました。

長くなりましたが、報告事項ウについては以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 資料の4の1ページ目の2のご質問で、未済件数が増えているということなの

ですが、これは比率としては、まだ非常に少ないと考えてよろしいのか、そうでないのか、事実関係を確認させてください。

○学務課長 手元に数字を持ってきておりませんので、件数を具体的な数字でお伝えできなくて失礼いたします。ただ、この数年のというところなのですが、若干、件数が累積していているところがございます。実際に、この答弁もさせていただいたところでもあるのですが、納付をお願いするという努力を続けてはおるのですが、中には卒園と同時に海外に出てしまうですとか、アプローチをしてもお支払いいただけないまま、上のお子さんが未納の状態。さらに下のお子さんも未納の状態という、そういった特殊な方もいるなど、このところ増えてきているというところで、今回ご質問をいただいたと、そのような状況でございます。

○樋口委員 同じページの2のところ、「職員が」というのは、これは教育委員会の職員の方ですか。

○学務課長 もちろん、在園している園のほうにお願いをして、園のほうから保護者にアプローチをしてもらうこともあるのですが、ここで指摘されているところにつきましては、私ども学務課の職員が直接そのご家庭を訪問したりですとか、そういった作業もしております。そういった負担も大きいのではないかとこのところを委員の方はおっしゃっております。

○垣内委員 これは、家庭の経済状況が大きな問題なのか。その場合であれば、減免制度の周知は重要だと思うのですが、そうではなくて、何かほかの理由でお支払いされない方が多いのでしょうか。

○学務課長 以前までは、月額5,000円という固定した保育料でしたが、現在は所得に応じて保育料も変わっておりますので、経済的に所得の少ない世帯に関しましては保育料自体も安くなっているという状況でございます。

それでも納付していただけない方ということになりますので、それぞれのご事情、あるいは意識の問題、あるいは働きかけが足りないのか、さらに先ほど申し上げた外国籍の方などもいらっしゃるの、うまく通じていないようなところもあるのかなど、いろいろケース・バイ・ケースにあるのかなと考えてございます。

○樋口委員 この場合の対策というのは、仕方がないという話なのですか。

○学務課長 やはり、根気よくアプローチを続けて、本来、納めていただかなければいけないものですので、繰り返し納付書をお渡しする、あるいは、郵便、電話、直接訪問するといった手法を織りまぜて試みてはおりますが、なかなか決定打がないところがございます。ただ、根気よくやって、解消に努めたいと思っております。

○樋口委員 先ほどの説明の中で、「海外に」という場合があるということでしたが、ある一定の期間が経過したら、消滅させてしまうということになるのですか。

○学務課長 一定の年数がたって回収が不可能となった場合には、やはり収入未済の債権として放棄をするという手続をとる場合もございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 5ページの校務改善についてですが、この「支援体制の構築」については、非常に重要なことのように思われるのですが、具体的にどのような形で支援体制を組まれるのでしょうか。つまり、学校校務という、ある意味、かなり特殊な分野に外部の方を入れるというのも、なかなか難しそうな感じもするのですが、東京都で今、お考えのようですけれども、想定されているようなシステムなどがあれば、ご紹介いただければと思います。

○指導課長 こちらの答弁にありますとおり、今、東京都では、学校の働き方改革プラン、これが近日中に公表されると伺っております。この中に具体的な退勤時間の指標であるとか、校務改善の方針なども示されてくるわけですが、いわゆる外部の人材の活用という部分では、特に中学校の部活動を指導する教員の負担というのが今、大きな問題になっていますので、改善が図れるよう本区の進め方について検討していきたいと考えております。

○垣内委員 確認したいのですが、この部活動というのは学校の先生がなさる時は、時間外労働になるのでしょうか。それとも時間内労働になるのでしょうか。あるいは、裁量労働になるのでしょうか。もしそうだとすると、外の方を雇う場合には、ボランティアになるのでしょうか。それとも非常勤という形で、何か対価を支払うことになるのでしょうか。つまり、コストの関係もあるかと思うのですが、その辺はどのように整理をされているのでしょうか。

○指導課長 これも具体的な内容は、先ほどのプランの内容を見て、注視してということになりますが、今、示されている方向性としては、いわゆる非常勤のような形で任用する。そうしますと、現在は部活動外部指導員だけの引率ができなかったものが、例えば土曜日、日曜日の大会の引率ができるようになります。ただ、その細かな具体的な内容については、プランの確認が必要となっておりますので、方向性としては、そのようなことが示されております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のイ及びウについては、報告どおり了承いたします。

## (2) 学務課 エ

○矢下教育長 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、中学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会についてご報告をいたします。資料6をご覧ください。

まず、はじめに項番の1、9月22日開催の平成29年度台東区中学校連行陸上競技大会についてでございます。

今大会では、男子800m走におきまして、浅草中学校の3年生、森本博文さんが、2分2秒45の大会新記録を樹立いたしました。これまでの記録は、平成22年度に柏葉中学校3年、織田 修平さんが出した2分3秒29という記録でございましたが、こちらを0秒84更新したものでございます。

それから、項番の2になります。10月17日に開催いたしました、平成29年度台東区立小学校連合運動会でございます。

こちらにつきましては、女子50m走で、田原小学校6年の岩竹彩加里さんが、大会タイ記録となります7秒3という記録を出してございます。

この2点について、ご報告でございます。

なお、両大会、当日、会場のほうに足を運んでいただきました教育委員の先生方、ありがとうございました。

ご報告以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 才

○矢下教育長 次に、児童保育課の才について、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、平成29年度台東区立保育園修了お祝い会についてご報告をいたします。資料は7をご覧ください。

日時につきましては、平成30年3月13日、午前10時からとなっております。場所につきましては、公設民営の東上野乳児保育園を除く区立の保育園10園となっております。

教育委員の皆様にも、当日ご出席をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課の才について、報告どおり了承願います。

## 3 12月の行事予定について

○矢下教育長 次に、12月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料13をご覧ください。

12月の定例会は7日と18日を予定しております。

また、3日にジュニア駅伝大会、11日に健康づくり努力児童表彰式が予定されております。

そのほかの行事の予定については資料に記載のとおりです。

各員の出席、あるいはご挨拶のほうをお願いいたします。

また、その他のご案内といたしまして、17日に上野の森合唱団ウィンターコンサート。  
24日にジュニアオーケストラのホームコンサートが予定されております。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

#### 4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時40分 閉会